**伊賀市新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー申込書**

標記ステッカーについて、「伊賀市新型コロナウイルス感染防止対策実施書」を添付のうえ、以下のとおり申込みます。

２０２　（令和　　）年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　　込　　者 | フリガナ |  |
| 名　称 |  |
| 所在地または住所 | 〒　　　　－ |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 代表者氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 業種の区分 | [ ] 飲食店　 [ ] 宿泊施設 　[ ] 観光施設 　[ ] 理容業 　[ ] 美容業[ ] 浴場業 　[ ] 娯楽業（　　　　　　　　　）[ ] その他（　　　　　　　　　　） |
| 店舗の所在地・名称※市内に複数店舗がある場合はまとめて申込が可能です。記載しきれない場合には、別途申込書に店舗所在地・名称を記入してください。 | 〒　　　　－伊賀市店舗改装促進事業補助金を受けた　・　受けていない店舗名： （ＴＥＬ：　　　－　　　－　　　　 ）伊賀市店舗改装促進事業補助金を受けた　・　受けていない |
| 〒　　　　－店舗名： （ＴＥＬ：　　　－　　　－　　　　 ） |

伊賀市は申請を受けて発行したステッカーの内容について、事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、権利侵害などを含みます。)が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。

あわせて、伊賀市は申請者に対して、かかる瑕疵を除去してステッカーを提供する義務を負いません。

また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は利用事業者又は第三者の損害に対して伊賀市は一切の責任を負いません。

申請内容が虚偽であった場合やその他伊賀市が不適切と判断した場合には、発行したステッカーの利用を禁止する場合等があります。

ステッカーの仕様に係る基準（伊賀市新型コロナウイルス感染防止対策実施書のとおり）は伊賀市の判断で改訂される場合があります。その場合、伊賀市ホームページ上に掲載した時から改定後の内容が適用されます。

【添付書類】　伊賀市新型コロナウイルス感染防止対策実施書

【書類提出先】　〒518-8501　 伊賀市四十九町3184　　伊賀市 産業振興部 商工労働課　宛

【問合せ先】　伊賀市 産業振興部 商工労働課　 TEL: 0595-22-9669　FAX: 0595-22-9695